

仕 様 書

1 業務名

水資源再生センター放流水等水質分析業務

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 検体の種類

水資源再生センターの流入水及び放流水

(2) 対象の水資源再生センター

- ・千田水資源再生センター（中区南千田西町11番3号）
- ・江波水資源再生センター（中区江波西一丁目15番54号）
- ・旭町水資源再生センター（南区宇品東四丁目2番27号）
- ・西部水資源再生センター（西区扇一丁目1番1号）

(3) 検体数及び分析項目

別添1の「月別項目別検体数計画表」のとおり。

(4) 検体の回収

ア 受注者は、別添1-2「検体回収詳細計画表」に従い、毎月、前半及び後半の原則2回に分けて、各水資源再生センターで検体を回収する。

イ 具体的な回収日は、天候や水資源再生センターの運転状況等を考慮して、発注者が毎回指示する。

(5) 検体の受領

ア 受注者は、各水資源再生センターの職員と検体及び分析項目等について相互確認する。

イ 受注者は、検体の受領の際に、検体受領書を発行する。

(6) 検体の保存・分析方法

ア 受注者は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示64号）に基づき実施するものとする。

イ 受注者は、あらかじめ分析項目別に採用する規格・操作方法等を明記した分析フローシートを、契約締結後速やかに発注者に提出する。また、その内容に変更があったときも同様とする。

(7) 定量下限値

各分析項目の定量下限値は、別添2の「分析項目別定量下限値及び報告基準値表」の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる値とする。

(8) 試料容器

ア 試料容器は、発注者が用意する。

イ 受注者は、分析終了後、試料容器を日本産業規格K0094の3、K0125の3及びK0128の4に示す方法等で洗浄を行い、水資源再生センターに返却する。

4 報告書等

- (1) 受注者は、広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書（以下「報告書」とする。）を、検体の搬入日から起算して15日以内に提出して発注者の確認を受ける。ただし、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から翌年1月3日までの日（1月1日を除く）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、前述の日数に含めない。

- (2) 報告書はA4版とし、提出部数は2部とする。

- (3) 報告書のうち1部については、分析年月日、分析者、分析機器、分析条件、検量線、クロマトグラム、測定操作記録等を記載した水質分析計算書及び濃度計量証明書を添付する。

- (4) 受注者は、別添2の「分析項目別定量下限値及び報告基準値表」の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる報告基準値以上の値を検出したことが判明した場合には、速やかにその旨を発注者に報告する。

5 責任者

受注者は、契約締結後速やかに、責任者を記載した名簿（計量士登録証の写しを添付）を発注者に提出する。また、責任者に異動があったときも同様とする。

6 精度管理

受注者は、契約締結後速やかに、内部精度管理の実施状況及び外部精度管理への参加状況がわかる報告書を発注者に提出する。

7 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

月別項目別検体数計画表

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
カドミウム及びその化合物	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
シアン化合物	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
鉛及びその化合物	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
六価クロム化合物	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
砒素及びその化合物	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
ポリ塩化ビフェニル	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	14
トリクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
テトラクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
ジクロロメタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
四塩化炭素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1,2-ジクロロエタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1,1-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
シス-1,2-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1,1,1-トリクロロエタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1,1,2-トリクロロエタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1,3-ジクロロプロペン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
チウラム	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0	28
シマジン	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0	28
チオベンカルブ	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0	28
ベンゼン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
セレン及びその化合物	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
ほう素及びその化合物	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	168
ふっ素およびその化合物	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
1,4-ジオキサン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
フェノール類	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
銅及びその化合物	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
亜鉛及びその化合物	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
鉄及びその化合物(溶解性)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
マンガン及びその化合物(溶解性)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60
クロム及びその化合物	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	108
計	284	256	256	277	256	256	284	256	256	277	256	256	3,170

検体回収詳細計画表 (水資源再生センター別)

別添 1-2

(令和8年度)	月前半				月後半				4,10月	7,1月	4,7,10,1月 以外	年間計
	千田	江波	旭町	西部	千田	江波	旭町	西部				
カドミウム及びその化合物	0	0	0	0	3	2	2	2	9	9	9	108
シアン化合物	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5	5	60
鉛及びその化合物	0	0	0	0	3	2	2	2	9	9	9	108
六価クロム化合物	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5	5	60
砒素及びその化合物	0	0	0	0	3	2	2	2	9	9	9	108
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0	0	0	0	3	2	2	2	9	9	9	108
ポリ塩化ビフェニル(4, 10月)	3	2	2	0	0	0	0	0	7	0	0	14
トリクロロエチレン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
テトラクロロエチレン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
ジクロロメタン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
四塩化炭素	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
1,2-ジクロロエタン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
1,1-ジクロロエチレン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
シス-1,2-ジクロロエチレン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
1,1,1-トリクロロエタン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
1,1,2-トリクロロエタン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
1,3-ジクロロプロペン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
チウラム(4, 7, 10, 1月)	3	2	2	0	0	0	0	0	7	7	0	28
シマジン(4, 7, 10, 1月)	3	2	2	0	0	0	0	0	7	7	0	28
チオベンカルブ(4, 7, 10, 1月)	3	2	2	0	0	0	0	0	7	7	0	28
ベンゼン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
セレン及びその化合物	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5	5	60
ほう素及びその化合物	3	2	2	2	2	1	1	1	14	14	14	168
ふっ素およびその化合物	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5	5	60
1,4-ジオキサン	3	2	2	0	2	1	1	1	12	12	12	144
フェノール類	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5	5	60
銅及びその化合物	0	0	0	0	3	2	2	2	9	9	9	108
亜鉛及びその化合物	0	0	0	0	3	2	2	2	9	9	9	108
鉄及びその化合物(溶解性)	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5	5	60
マンガン及びその化合物(溶解性)	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5	5	60
クロム及びその化合物	0	0	0	0	3	2	2	2	9	9	9	108
計	51	34	34	2	61	34	34	34	284	277	256	3,170

分析項目別定量下限値及び報告基準値表

単位 (mg /l)

分析項目	定量下限値	報告基準値	
		放流水	流入水
カドミウム及びその化合物	0.001	定量下限値	定量下限値
シアン化合物	0.1	定量下限値	定量下限値
鉛及びその化合物	0.02	定量下限値	定量下限値
六価クロム化合物	0.04	定量下限値	定量下限値
砒素及びその化合物	0.005	定量下限値	定量下限値
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	定量下限値	定量下限値
ポリ塩化ビフェニル	0.0005	定量下限値	定量下限値
トリクロロエチレン	0.002	定量下限値	定量下限値
テトラクロロエチレン	0.0005	定量下限値	0.005
ジクロロメタン	0.002	定量下限値	定量下限値
四塩化炭素	0.0002	定量下限値	定量下限値
1,2-ジクロロエタン	0.0004	定量下限値	定量下限値
1,1-ジクロロエチレン	0.002	定量下限値	定量下限値
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	定量下限値	定量下限値
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	定量下限値	定量下限値
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	定量下限値	定量下限値
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	定量下限値	定量下限値
チウラム	0.0006	定量下限値	定量下限値
シマジン	0.0003	定量下限値	定量下限値
チオベンカルブ	0.002	定量下限値	定量下限値
ベンゼン	0.001	定量下限値	定量下限値
セレン及びその化合物	0.002	定量下限値	定量下限値
ほう素及びその化合物	0.1	0.5	0.5
ふっ素及びその化合物	0.1	0.3	0.3
1,4-ジオキサン	0.005	定量下限値	定量下限値
フェノール類	0.01	0.02	0.1
銅及びその化合物	0.005	0.02	0.06
亜鉛及びその化合物	0.01	0.1	0.5
鉄及びその化合物 (溶解性)	0.1	0.3	1
マンガン及びその化合物 (溶解性)	0.1	0.4	0.5
クロム及びその化合物	0.1	定量下限値	定量下限値

(注1)報告基準値以上の値が検出された場合は、速やかに本市担当者に連絡してください。

(注2)有効桁数は2桁とし、定量下限値以下及び3桁目は切捨とする。